

令和5年2月27日  
保健福祉政策部国保・年金課

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正理由

保険料率等及び出産育児一時金支給額を改定するとともに、その他規定の整備を行うため、世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) 保険料率等改定（網かけ部分が改正箇所）

①基礎分及び後期高齢者支援金分（特別区共通）

第15条の4、第15条の12、第15条の16

基礎分及び支援金分		令和5年度		令和4年度	
保険料率等	賦課割合※ (所得割：均等割)	基礎分 62:38 支援金分 62:38		基礎分 62:38 支援金分 63:37	
	所得割率	9.59%		9.44%	
	基礎分	7.17%	2.42%	7.16%	2.28%
	均等割額	60,100円		55,300円	
	基礎分	45,000円	15,100円	42,100円	13,200円
	賦課限度額	870,000円		850,000円	
	基礎分	650,000円	220,000円	650,000円	200,000円
一人当たり保険料		143,363円		131,813円	
基礎分	107,348円	36,015円	100,322円	31,491円	
一人当たり保険料 前年度との比較	金額	11,550円		6,824円	
	率	8.76%		5.46%	

②介護納付金分（均等割額は特別区共通。対象は40歳～64歳の被保険者）

第16条の4

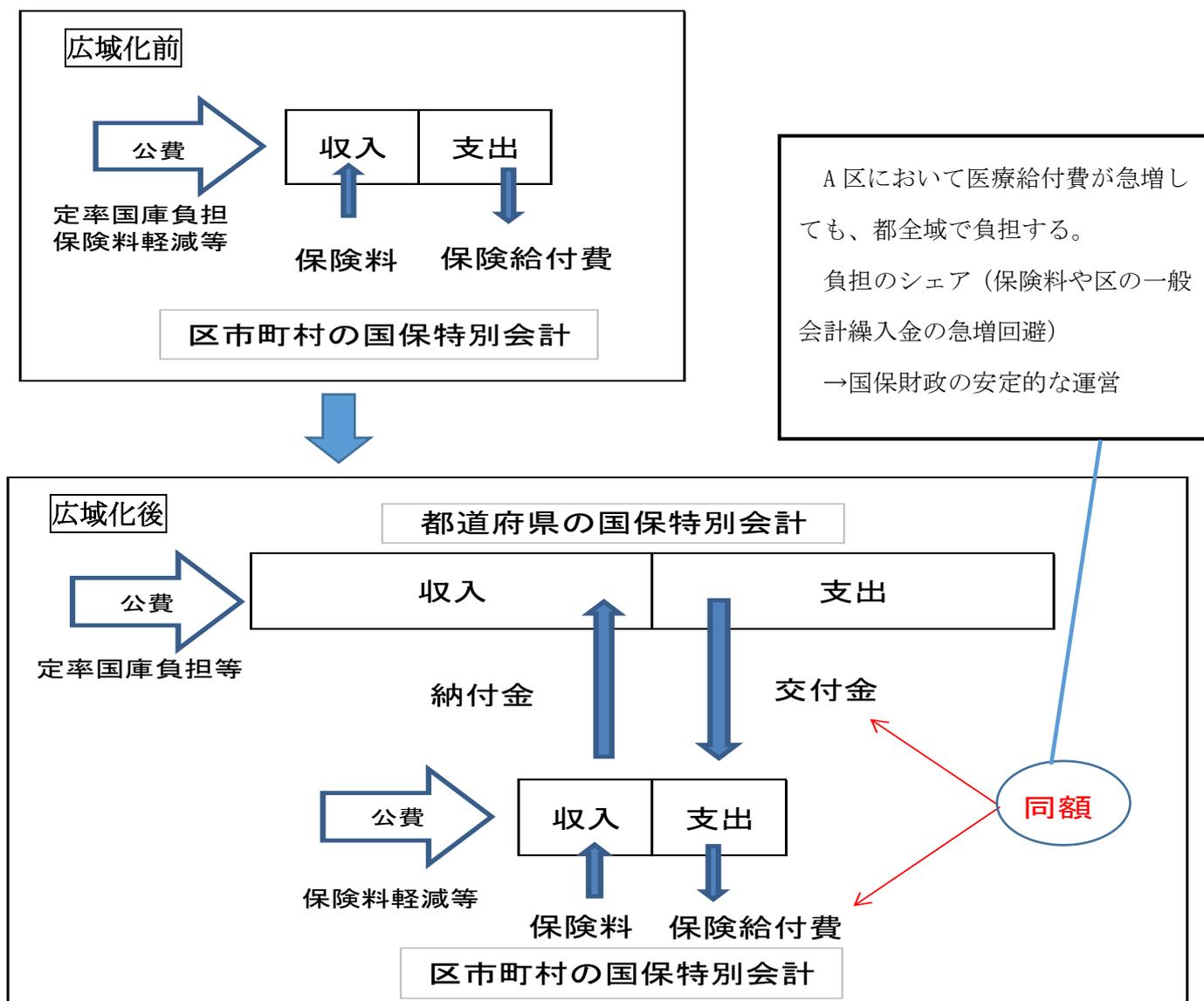
介護納付金分		令和5年度		令和4年度	
保険料率等	賦課割合※ (所得割：均等割)	62:38		62:38	
	所得割率	2.30%		2.38%	
	均等割額	16,200円		16,600円	
	賦課限度額	170,000円		170,000円	
一人当たり保険料		38,808円		39,567円	
一人当たり保険料 前年度との比較	金額	△759円		△1,312円	
	率	△1.92%		△3.21%	

※特別区共通の賦課割合は、所得割58：均等割42

### ③国民健康保険財政運営の基本的な仕組み

- ・国民健康保険法の規定により、医療費の保険給付等を行うため、国保の保険者である区市町村は国民健康保険料を徴収しなければならないこととされている。
- ・平成30年度の制度改正（国保の広域化）により、都道府県も保険者として財政運営の責任主体となり、区市町村とともに国保の運営を担うこととなった。  
それまでは、各区市町村が地域ごとの医療給付費等を基に保険料を算定する仕組みが原則だったが、都道府県が区域内すべての医療費等を賄うために必要な額として区市町村ごとに算定する納付金を基に、保険料を算定する仕組みに改められた。
- 区市町村は、被保険者から徴収する保険料等を財源として、東京都が算定する医療費の見込等に応じた額を東京都に支払う（国民健康保険事業費納付金）。
- 東京都は、区市町村から支払われた納付金や国の公費等を財源として、保険給付に必要な費用を全額、区市町村に支払う（保険給付費等交付金）。
- 区市町村は、東京都の交付金を財源として、診療報酬等を医療機関等に支払う。

#### 【国保財政のイメージ図】



## ④令和5年度保険料率算定における考え方

- ・特別区では、同一所得・同一世帯構成であれば同一保険料となるよう、都が算定する納付金の額に基づき、特別区全体の基準保険料率等を特別区長会において設定し、各区が条例で定める「統一保険料方式」を採用している。
- ・平成30年度の制度改正（上記③）に際して、保険料の急激な上昇を緩和するため、平成30年度は都に支払う納付金必要額の94%を保険料賦課総額とし、国の激変緩和期間に合わせ以後6年間かけて原則として年1%ずつこの割合を引き上げていくことにより、国保財政の健全化を図っていくこととされた（特別区独自激変緩和）。
- ・今回の算定では、従来からの傾向である高齢化や医療の高度化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に続き1人あたりの医療給付費が増加している。東京都の納付金算定結果では、1人あたり給付費が前年度+27,360円、+9.3%となり（下表参照）、保険料率の算定に影響を与えている。また、令和3年度の医療費の急増により東京都が取り崩した財政安定化基金の償還金が、法令の規定により令和5年度以降の納付金に加算される。

## 【国民健康保険事業費納付金の算定結果（東京都算定。都全体の数値）】

事 項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保険者数（基礎・支援）	276万人	267万4千人	259万3千人
対前年度差	▲8万6千人	▲8万6千人	▲8万1千人
対前年度伸び率	▲3.0%	▲3.1%	▲3.0%
給付費総額	7,872億円	7,865億円	8,336億円
対前年度差	▲141億円	▲7億円	471億円
対前年度伸び率	▲1.8%	▲0.1%	6.0%
1人当たり給付費	285,250円	294,173円	321,533円
対前年度差	3,633円	8,923円	27,360円
対前年度伸び率	1.3%	3.1%	9.3%
納付金総額	4,176億円	4,346億円	4,591億円
対前年度差	▲116億円	170億円	245億円
対前年度伸び率	▲2.7%	4.1%	5.6%

- ・上記を踏まえ、新型コロナウイルス感染症という特殊な影響の保険料への転嫁を防ぐため、令和4年度と同じく、特別区として特例的な財政措置を講じることとする。具体的には、特別区の独自激変緩和割合を前年度と同じ97.3%で据え置くとともに、基礎分（医療分）について、新型コロナウイルス感染症影響額の137億円及び都の財政安定化基金取崩額の令和5年度償還額20億円（特別区負担分）の合計157億円を各区の公費（一般会計繰入金）で負担し、区民の保険料負担の増加を抑制する。

## 【必要な保険料賦課額を「100」とした時の特別区独自激変緩和のイメージ】

年度	保険料賦課額※	保険料の負担抑制策（特別区）
平成30年度	100×94%	—
令和元年度	100×95%	—
令和2年度	100×96%	—
令和3年度	100×96%	独自激変緩和割合据え置き
令和4年度	100×94%相当	新型コロナウイルス影響額106億円を各区の公費で基礎分に充当
令和5年度 (今回算定)	100×92.4%相当	新型コロナウイルス影響額等157億円を各区の公費で基礎分に充当 独自激変緩和割合据え置き

※保険料として賦課しない分は、各区の公費で負担

○以上を踏まえた、令和5年度保険料の算定の概要は資料1のとおり。

## (2) 保険料均等割軽減額の変更

## ①低所得者の保険料の減額（第19条の2）（下線部分が改正箇所）

世帯主と被保険者全員の前年の所得の合計が、下表アの世帯の軽減基準額以下の世帯は、下表イの軽減額のとおり、軽減区分に応じて均等割額を減額する。

軽減額は、均等割額の改定に伴い変更となるほか、国の軽減基準の改正に伴い、5割軽減及び2割軽減の世帯の軽減基準額を引き上げる。

軽減区分	ア 世帯の軽減基準額	イ 保険料均等割の軽減額	
		令和5年度	令和4年度
7割軽減	【変更なし】 43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	(基礎分) <u>31,500円</u> (支援金分) <u>10,570円</u> (介護分) <u>11,340円</u>	(基礎分) 29,470円 (支援金分) 9,240円 (介護分) 11,620円
5割軽減	【令和4年度】 43万円+ <u>28.5万円</u> ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) ↓ 【令和5年度】 43万円+ <u>29万円</u> ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	(基礎分) <u>22,500円</u> (支援金分) <u>7,550円</u> (介護分) <u>8,100円</u>	(基礎分) 21,050円 (支援金分) 6,600円 (介護分) 8,300円
2割軽減	【令和4年度】 43万円+ <u>52万円</u> ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) ↓ 【令和5年度】 43万円+ <u>53.5万円</u> ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	(基礎分) <u>9,000円</u> (支援金分) <u>3,020円</u> (介護分) <u>3,240円</u>	(基礎分) 8,420円 (支援金分) 2,640円 (介護分) 3,320円

## ②未就学児の被保険者均等割額の減額（第19条の4）

国民健康保険に加入する世帯の未就学児に係る均等割保険料の5割を軽減する。なお、世帯所得に応じた7割・5割・2割の均等割軽減（上記①）を受ける場合は、軽減後の残額から更に5割を軽減する※。軽減額は、均等割額の改定に伴い変更となる。

軽減区分	未就学児の均等割保険料軽減額			
	令和5年度		令和4年度	
	基礎分	支援金分	基礎分	支援金分
軽減なし	22,500円	7,550円	21,050円	6,600円
7割軽減	6,750円	2,265円	6,315円	1,980円
5割軽減	11,250円	3,775円	10,525円	3,300円
2割軽減	18,000円	6,040円	16,840円	5,280円

※（例）7割軽減該当世帯の未就学児の均等割保険料額（基礎分） 令和5年度保険料率案より

・7割軽減：45,000円－31,500円（45,000円×0.7）＝13,500円（7割軽減後）

・未就学児軽減：13,500円－6,750円（13,500円×0.5）＝6,750円（賦課額）

○保険料率等改定及び保険料軽減額の変更を踏まえた、令和5年度保険料額のモデルケースは資料2のとおり

## （3）出産育児一時金の支給額改定（第10条）

健康保険の被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金について、国は子育て支援策の一環として、令和5年度からの支給額の引き上げを決定した。

国民健康保険においても、国の基準に合わせ、現行の420,000円から500,000円へと支給額を引き上げる。

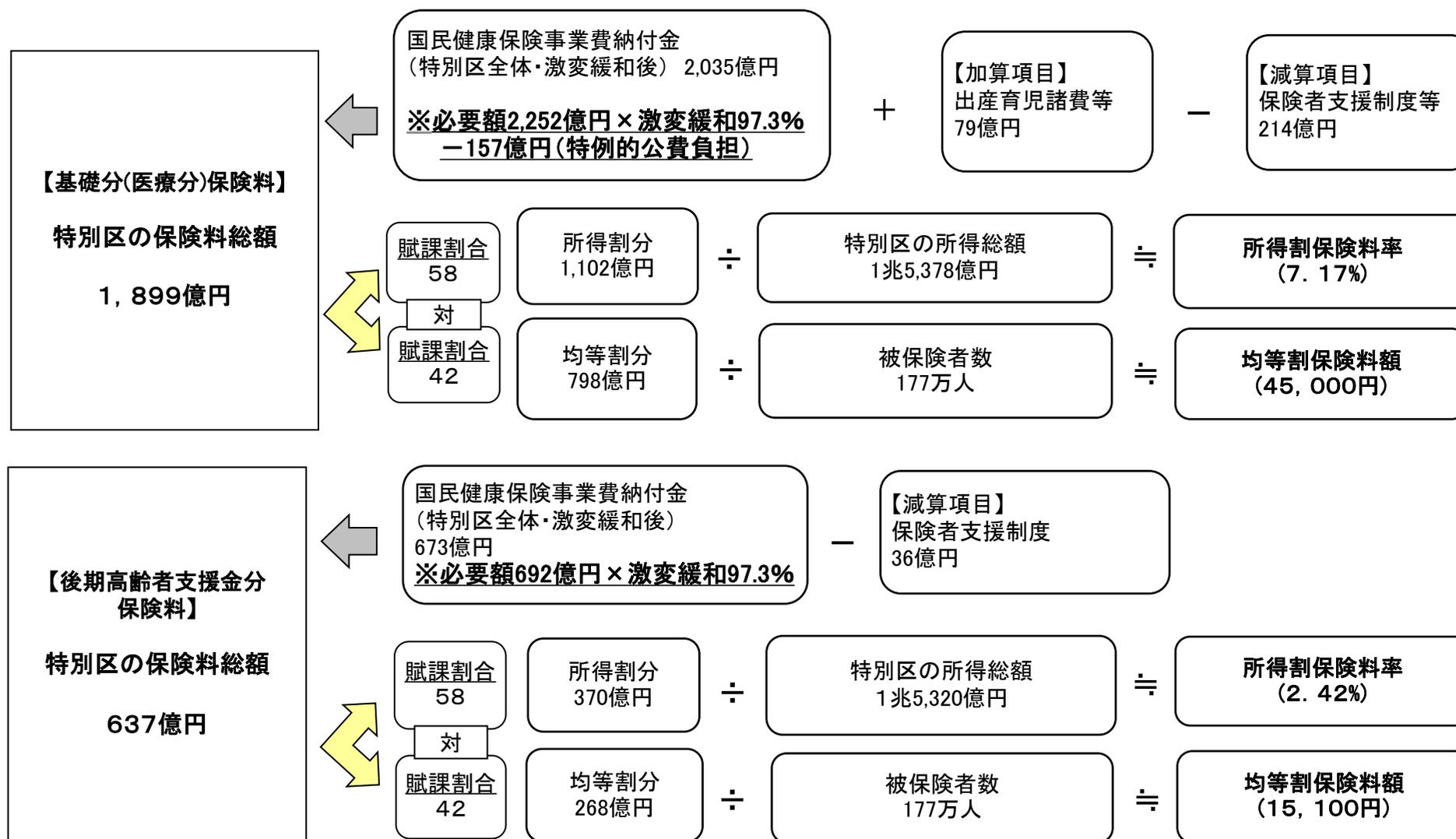
3 改正箇所 資料3（新旧対照表）のとおり

4 施行期日 令和5年4月1日

## 令和5年度 国民健康保険料の算定の概要(特別区)

## 資料 1

特別区では、統一保険料方式を採用しています。  
ただし、介護分の所得割保険料率は各区で算定することになっています。



**【介護納付金分保険料】**  
特別区の保険料総額  
255億円

国民健康保険事業費納付金  
(特別区全体・激変緩和後)  
271億円  
※必要額279億円×激変緩和97.3%

【減算項目】  
保険者支援制度  
16億円

賦課割合  
58  
対  
賦課割合  
42

特別区の所得割分総額  
148億円

均等割分  
107億円 ÷ 介護保険  
第2号被保険者数  
66万人 ≐

均等割保険料額  
(16, 200円)

世田谷区の国民健康保険事業費納付金および特別区統一保険料額から、世田谷区の所得割保険料率を算出する

**【介護納付金分保険料】**  
世田谷区の保険料総額  
28.5億円

国民健康保険事業費納付金  
(世田谷区・激変緩和後)  
29.9億円  
※必要額30.7億円×激変緩和97.3%

【減算項目】  
保険者支援制度  
1.4億円

均等割保険料額  
(16, 200円)

× 世田谷区の介護保険  
第2号被保険者数  
6.7万人 ≐

均等割分  
10.9億円

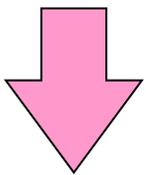
賦課割合  
38

所得割分  
(賦課総額28.5億円－  
均等割分10.9億円)  
17.5億円 ÷

世田谷区の介護保険  
第2号被保険者所得総額  
762億円 ≐

所得割保険料率  
(2.30%)

対  
賦課割合  
62



## 資料 2

## 国民健康保険料率変更の影響（モデルケース）

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

令和5年度		基礎分	支援金分	計
	所得割率	7.17%	2.42%	9.59%
	均等割額	45,000	15,100	60,100
	最高限度額	650,000	220,000	870,000

令和4年度		基礎分	支援金分	計
	所得割率	7.16%	2.28%	9.44%
	均等割額	42,100	13,200	55,300
	最高限度額	650,000	200,000	850,000

## ①年金受給者（65歳以上）1人世帯〔世帯主（65歳）のみ〕

年 取		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和4年度保険料（a）（基礎分+支援金分）		16,590	16,590	88,608	194,068	271,948	351,244	431,484	511,724	594,796	684,476	
令和5年度	保険料（b） （基礎分+支援金分）	所得割分	0	0	45,073	140,973	220,090	300,646	382,161	463,676	548,068	639,173
		均等割分	18,030	18,030	48,080	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100
		計	18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	442,261	523,776	608,168	699,273
		均等割軽減割合	7割	7割	2割							
前年度保険料との差額（b-a）		1,440	1,440	4,545	7,005	8,242	9,502	10,777	12,052	13,372	14,797	
対前年度比（b/a）		1.087	1.087	1.051	1.036	1.030	1.027	1.025	1.024	1.022	1.022	

## ②年金受給者（65歳以上）2人世帯〔世帯主（65歳）+配偶者（65歳・収入なし）〕

年 取		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和4年度保険料（a）（基礎分+支援金分）		33,180	33,180	99,668	249,368	327,248	406,544	486,784	567,024	650,096	739,776	
令和5年度	保険料（b） （基礎分+支援金分）	所得割分	0	0	45,073	140,973	220,090	300,646	382,161	463,676	548,068	639,173
		均等割分	36,060	36,060	60,100	120,200	120,200	120,200	120,200	120,200	120,200	120,200
		計	36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	502,361	583,876	668,268	759,373
		均等割軽減割合	7割	7割	5割							
前年度保険料との差額（b-a）		2,880	2,880	5,505	11,805	13,042	14,302	15,577	16,852	18,172	19,597	
対前年度比（b/a）		1.087	1.087	1.055	1.047	1.040	1.035	1.032	1.030	1.028	1.026	

## ③給与所得者（65歳未満）1人世帯〔世帯主（35歳）のみ〕

年 取		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和4年度保険料（a）（基礎分+支援金分）		16,590	29,538	139,316	205,396	275,252	350,772	426,292	505,588	590,548	680,228	
令和5年度	保険料（b） （基礎分+支援金分）	所得割分	0	1,918	85,351	152,481	223,447	300,167	376,887	457,443	543,753	634,858
		均等割分	18,030	30,050	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100
		計	18,030	31,968	145,451	212,581	283,547	360,267	436,987	517,543	603,853	694,958
		均等割軽減割合	7割	5割								
前年度保険料との差額（b-a）		1,440	2,430	6,135	7,185	8,295	9,495	10,695	11,955	13,305	14,730	
対前年度比（b/a）		1.087	1.082	1.044	1.035	1.030	1.027	1.025	1.024	1.023	1.022	

## ④給与所得者（65歳未満）3人世帯〔世帯主（35歳）+配偶者（35歳・収入なし）+子（5歳・収入なし）〕

年 取		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和4年度保険料（a）（基礎分+支援金分）		41,475	71,013	194,616	288,346	358,202	433,722	509,242	588,538	673,498	763,178	
令和5年度	保険料（b） （基礎分+支援金分）	所得割分	0	1,918	85,351	152,481	223,447	300,167	376,887	457,443	543,753	630,063
		均等割分	45,075	75,125	120,200	120,200	150,250	150,250	150,250	150,250	150,250	150,250
		計	45,075	77,043	205,551	272,681	373,697	450,417	527,137	607,693	694,003	780,313
		均等割軽減割合	7割	5割	2割	2割						
前年度保険料との差額（b-a）		3,600	6,030	10,935	-15,665	15,495	16,695	17,895	19,155	20,505	17,135	
対前年度比（b/a）		1.087	1.085	1.056	0.946	1.043	1.038	1.035	1.033	1.030	1.022	

⑤給与所得者（65歳未満）4人世帯〔世帯主（35歳）＋配偶者（35歳・収入なし）＋子（5歳・収入なし）＋子（1歳・収入なし）〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和4年度保険料（a）（基礎分＋支援金分）		49,770	84,838	166,966	282,816	385,852	461,372	536,892	616,188	701,148	790,828	
令和5年度	保険料（b） （基礎分＋支援金分）	所得割分	0	1,918	85,351	152,481	223,447	300,167	376,887	457,443	543,753	630,063
		均等割分	54,090	90,150	90,150	144,240	180,300	180,300	180,300	180,300	180,300	180,300
		計	54,090	92,068	175,501	296,721	403,747	480,467	557,187	637,743	724,053	810,363
		均等割軽減割合	7割	5割	5割	2割						
前年度保険料との差額（b－a）		4,320	7,230	8,535	13,905	17,895	19,095	20,295	21,555	22,905	19,535	
対前年度比（b／a）		1.087	1.085	1.051	1.049	1.046	1.041	1.038	1.035	1.033	1.025	

⑥給与所得者（65歳未満）4人世帯〔世帯主（35歳）＋配偶者（35歳・収入なし）＋子（10歳・収入なし）＋子（5歳・収入なし）〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和4年度保険料（a）（基礎分＋支援金分）		58,065	98,663	180,791	304,936	413,502	489,022	564,542	643,838	728,798	818,478	
令和5年度	保険料（b） （基礎分＋支援金分）	所得割分	0	1,918	85,351	152,481	223,447	300,167	376,887	457,443	543,753	634,858
		均等割分	63,105	105,175	105,175	168,280	210,350	210,350	210,350	210,350	210,350	210,350
		計	63,105	107,093	190,526	320,761	433,797	510,517	587,237	667,793	754,103	845,208
		均等割軽減割合	7割	5割	5割	2割						
前年度保険料との差額（b－a）		5,040	8,430	9,735	15,825	20,295	21,495	22,695	23,955	25,305	26,730	
対前年度比（b／a）		1.087	1.085	1.054	1.052	1.049	1.044	1.040	1.037	1.035	1.033	

⑦給与所得者（65歳未満）5人世帯〔世帯主（35歳）＋配偶者（35歳・収入なし）＋子（10歳・収入なし）＋子（5歳・収入なし）＋子（1歳・収入なし）〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和4年度保険料（a）（基礎分＋支援金分）		66,360	112,488	194,616	327,056	396,912	516,672	592,192	671,488	756,448	842,392	
令和5年度	保険料（b） （基礎分＋支援金分）	所得割分	0	1,918	85,351	152,481	223,447	300,167	376,887	457,443	543,753	629,600
		均等割分	72,120	120,200	120,200	192,320	192,320	240,400	240,400	240,400	240,400	240,400
		計	72,120	122,118	205,551	344,801	415,767	540,567	617,287	697,843	784,153	870,000
		均等割軽減割合	7割	5割	5割	2割	2割					
前年度保険料との差額（b－a）		5,760	9,630	10,935	17,745	18,855	23,895	25,095	26,355	27,705	27,608	
対前年度比（b／a）		1.087	1.086	1.056	1.054	1.048	1.046	1.042	1.039	1.037	1.033	

## 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区国民健康保険条例 昭和34年11月10日条例第14号 (略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>500,000円</u>を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>(略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の<u>7.17</u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の62に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>45,000円</u>（一般被保</p>	<p>○世田谷区国民健康保険条例 昭和34年11月10日条例第14号 (略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>420,000円</u>を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>(略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の<u>7.16</u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の62に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>42,100円</u>（一般被保</p>

改正後	改正前
<p>険者に係る基礎賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p>	<p>険者に係る基礎賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>	<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>
<p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 所得割 100分の<u>2.42</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の<u>62</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p>	<p>(1) 所得割 100分の<u>2.28</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の<u>63</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p>
<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>15,100円</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の<u>38</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>13,200円</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の<u>37</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p>
<p>第15条の16 第15条の10又は第15条の13の規定により算定した後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2及び第19条の4において同じ。) は、<u>220,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>第15条の16 第15条の10又は第15条の13の規定により算定した後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2及び第19条の4において同じ。) は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p>	<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p>
<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険</p>	<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険</p>

改正後	改正前
<p>料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の<u>2.3</u> (介護納付金賦課総額の100分の62に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>16,200</u>円 (介護納付金賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>(略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の規定により算定した基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円) 及び第15条の10又は第15条の13の規定により算定した後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が<u>220,000円</u>を超える場合は、<u>220,000円</u>) 並びに第16条の2の規定により算定した介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円) の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者 (法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属す</p>	<p>料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の<u>2.38</u> (介護納付金賦課総額の100分の62に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>16,600</u>円 (介護納付金賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>(略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の規定により算定した基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円) 及び第15条の10又は第15条の13の規定により算定した後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が<u>200,000円</u>を超える場合は、<u>200,000円</u>) 並びに第16条の2の規定により算定した介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円) の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者 (法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属す</p>

改正後	改正前
<p>るものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並</p>	<p>るものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並</p>

改正後	改正前
<p>びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>31,500円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>10,570円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>11,340円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者</p>	<p>びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>29,470円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>9,240円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>11,620円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者</p>

改正後	改正前
<p>等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>22,500円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>7,550円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,100円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>535,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>9,000円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,020円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,240円</u></p>	<p>等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>21,050円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>6,600円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,300円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>520,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,420円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2,640円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,320円</u></p>

改正後	改正前
(略)	(略)
(未就学児の被保険者均等割額の減額)	(未就学児の被保険者均等割額の減額)
<p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に定める金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	<p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に定める金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>
<p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額</p>	<p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額</p>
<p>ア 第19条の2第1号アに定める金額を減額した世帯 <u>6,750</u>円</p>	<p>ア 第19条の2第1号アに定める金額を減額した世帯 <u>6,315</u>円</p>
<p>イ 第19条の2第2号アに定める金額を減額した世帯 <u>11,250</u>円</p>	<p>イ 第19条の2第2号アに定める金額を減額した世帯 <u>10,525</u>円</p>
<p>ウ 第19条の2第3号アに定める金額を減額した世帯 <u>18,000</u>円</p>	<p>ウ 第19条の2第3号アに定める金額を減額した世帯 <u>16,840</u>円</p>
<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>22,500</u>円</p>	<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>21,050</u>円</p>
<p>(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額</p>	<p>(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額</p>
<p>ア 第19条の2第1号イに定める金額を減額した世帯 <u>2,265</u>円</p>	<p>ア 第19条の2第1号イに定める金額を減額した世帯 <u>1,980</u>円</p>
<p>イ 第19条の2第2号イに定める金額を減額した世帯 <u>3,775</u>円</p>	<p>イ 第19条の2第2号イに定める金額を減額した世帯 <u>3,300</u>円</p>
<p>ウ 第19条の2第3号イに定める金額を減額した世帯 <u>6,040</u>円</p>	<p>ウ 第19条の2第3号イに定める金額を減額した世帯 <u>5,280</u>円</p>
<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,550</u>円</p>	<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,600</u>円</p>
(略)	(略)
(特例対象被保険者等に係る届出)	(特例対象被保険者等に係る届出)
<p>第24条の5 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。</p>	<p>第24条の5 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。</p>
(1) 氏名及び住所	(1) 氏名及び住所

改正後	改正前
<p>(2) 特例対象被保険者等の氏名  (3) 離職年月日  (4) 離職理由  (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証 <u>又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知</u>の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和5年 月 日条例第 号）</u>  <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第24条の5第2項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の世田谷区国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第1項の規定は、施行日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>改正後の条例第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(2) 特例対象被保険者等の氏名  (3) 離職年月日  (4) 離職理由  (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>